

びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令（平成十五年農林水産省令第七十号）の別表に掲げるものを除く。）一品目二箱又は用法及び用量からみて二月分の使用数量

三 (略)

2 (略)

(準用)

第七十九條の六 法第六十五條の五において準用する法第五十六條の二の規定による再生医療等製品の輸入の確認については、第七十九條の二（第三項第二号を除く）、第七十九條の三（第一項第三号及び第二項第四号を除く）及び第七十九條の四（第一項第一号を除く）の規定を準用する。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第七十九條の四第一項	法第五十六條の二第三項第二号	医薬品の	(略)
(略)	(略)	医薬品（その使用に当たつて獣医師の専門的な知識と技術を必要とするもの、副作用の強いもの及び病原菌に対して耐性を生じやすいもの並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令（平成十五年農林水産省令第七十号）の別表に掲げるものを除く。）	(略)
(略)	自ら使用するために輸入する医薬品	(略)	(略)

びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令（平成十五年農林水産省令第七十号）の別表に掲げる物質を有効成分とするものを除く。）一品目二箱又は用法及び用量からみて二月分の使用数量

三 (略)

2 (略)

(準用)

第七十九條の六 法第六十五條の五において準用する法第五十六條の二の規定による再生医療等製品の輸入の確認については、第七十九條の二（第三項第二号を除く）、第七十九條の三（第一項第三号及び第二項第四号を除く）及び第七十九條の四（第一項第一号を除く）の規定を準用する。

2 前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)	(略)
第七十九條の四第一項	法第五十六條の二第三項第二号	医薬品の	(略)
(略)	(略)	医薬品（その使用に当たつて獣医師の専門的な知識と技術を必要とするもの、副作用の強いもの及び病原菌に対して耐性を生じやすいもの並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品及び再生医療等製品の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令（平成十五年農林水産省令第七十号）の別表に掲げる物質を有効成分とするものを除く。）	(略)
(略)	自ら使用するために輸入する医薬品	(略)	(略)

規

則

○日本学術会議規則第一号

日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第二十八條の規定に基づき、日本学術会議会則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十二月二十八日

日本学術会議会則の一部を改正する規則

日本学術会議会則（平成十七年日本学術会議規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後 改正前

(意思の表出)

第二条 (略)

〔一、三 略〕

(意思の表出)

第二条 (同上)

〔一、三 同上〕

日本学術会議会長 梶田 隆章

四 見解
 五 〔略〕
 六 〔略〕
 (委員会に置かれる分科会、小分科会又は小委員会)
 第二十七条 〔略〕
 2 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。ただし、法第四条の諮問に対する答申及び法第五条の勧告並びに第二条に規定する意思の表出(見解及び報告を除く。)に関してはこの限りでない。
 別表(第二条関係)

種類	表出主体	定義
〔略〕	学術会議	法第五条各号に掲げる事項に関し、学術会議が科学的知見に基づき総合的・俯瞰的な見地から政府や関係機関、広く社会に向けた提案を發表すること。
見解	部、委員会、分科会又は若手アカデミー	法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会、分科会又は若手アカデミーが科学的知見に基づき専門的な見地から政府や関係機関、広く社会に向けた提案を發表し、又は、社会的な議論を喚起するため多様な意見を提示すること。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則
 この規則は、令和四年一月一日から施行する。

告 示

○内閣府告示第百六十八号
 公文書等の管理に関する法律施行令(平成二十二年政令第二百五十号)第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であつて保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものとして指定した施設について、公示した事項の変更があるので、同令第五条第二項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第十五号の一部を次のように改正し、令和四年一月一日から施行する。
 令和三年十二月二十八日
 内閣総理大臣 岸田 文雄

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
〔略〕 施設の名 称 国立大学法人東京工業大学附属図書館大岡山図書館 国立大学法人東京工業大学附属図書館すずかけ台図書館 東京都目黒区大岡山二の一の二の一 神奈川県横浜市緑区長津田町四二五九	〔同上〕 施設の名 称 国立大学法人東京工業大学附属図書館 国立大学法人東京工業大学附属図書館すずかけ台分館 東京都目黒区大岡山二の一の二の一 神奈川県横浜市緑区長津田町四二五九

〔号を加える。〕
 四 〔同上〕
 五 〔同上〕
 (委員会に置かれる分科会、小分科会又は小委員会)
 第二十七条 〔同上〕
 2 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。ただし、法第四条の諮問に対する答申及び法第五条の勧告並びに第二条に規定する意思の表出(提言及び報告を除く。)に関してはこの限りでない。
 別表(第二条関係)

種類	表出主体	定義
〔同上〕	部、委員会、分科会又は若手アカデミー	法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会、分科会又は若手アカデミーが実現を望む意見を發表すること。

〔項を加える。〕